

参考資料 4

○厚生労働省令第七十四号

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十四条第一項の規定に基づき、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改める。

附則に次の一項を加える。

4 厚生労働大臣が指定する市町村（東京都並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）の消防機関の職員である者が行う法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、平成二十五年三月三十一日までの間（当該期間内に開始された処置にあつては、当該処置が終了するまでの間）、第二十一条第一項各号に規定するもののほか、心肺機能停止状態でない重度傷病者に対する次の各号に掲げる処置とする。

- 一 厚生労働大臣の指定する器具による血糖値の測定
- 二 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液
- 三 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与

附 則

この省令は、公布の日から施行する。